

| 取組分野 | 取組事項 | 配点 | 実施の有無(○) | 取組事項をご記入ください。 |
|----------------------------------|---|----------|--|--|
| (1)従業員に対する仕事と子育ての両立支援を行っていること。 | 1 法定を上回る就業規則の制定(産前産後休暇・育児休業期間延長、勤務時間短縮など) | 1 | ○ | 育児・介護休業法の義務規定では育児休暇は1歳までだが、社内規定では3歳まで育児休暇の取得を定めている。 |
| | 2 ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発による労働時間の削減 | 1 | ○ | 毎週水曜日をノー残業デーとし、職員に周知・徹底している。 |
| | 3 男性の育児休業の取得促進 | 1 | | |
| | 4 産休・育休後の継続就業の実績 | 1 | ○ | 過去3年間に産休・育休を取得した女性の8割以上が継続して就業している実績がある。 |
| | 5 子育て相談、育児休業中の従業員に対する情報提供 | 1 | 取組内容はできるだけ具体的に記載してください。添付資料は、取組内容が分かるものを提出してください。 ・就業規則、チラシ ・写真、パンフレット ・その他取組み内容を確認できる書類の写しなど | |
| | 6 育児教室や学校行事などへの参加促進 | 1 | | |
| | 7 事業所内への保育施設・託児室・授乳コーナーの設置による子育てバリアフリーの促進 | 1 | | |
| | 8 その他子どものいる従業員に対する子育てしやすい労働条件の整備 | 1項目につき1点 | ○ | 子育てや、家族との時間を大切にするための休暇制度を設けている。 |
| (2)企業の取組として子どもと子育て世代の支援を行っていること。 | 1 一般事業主行動計画の策定 | 1 | | 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」従業員の子育てと仕事の両立を図るために作成する計画のこと(従業員101人以上は策定義務あり。作成後は労働局へ提出) |
| | 2 子育てに配慮したサービスの提供・製品の開発 | 1 | ○ | 子育てガイドブックを作成している。 |
| | 3 子育て支援に関する研修等の開催 | 1 | | |
| | 4 出産育児で離職した女性の雇用 | 1 | ○ | 妊娠・出産・育児を理由として退職した者に対し、再雇用の措置を講じている。 |
| | 5 ひとり親家庭の父母の雇用 | 1 | | |
| | 6 若者の安定的な雇用 | 1 | | |
| | 7 子育て世代の雇用促進 | 1 | | |
| | 8 多子世帯に対する援助の実施(2人目以降出産の場合祝い金、商品割引など) | 1 | | |
| | 9 その他企業が取り組む子育てしやすいまち及び職場環境の整備 | 1項目につき1点 | ○ | 従業員全体に対し、子育てと仕事の両立に関する意識啓発を行っている。 |
| (3)地域の子育て活動との協働による支援を行っていること。 | 1 地域における子育て支援活動への労働者の参加 | 1 | | |
| | 2 青少年健全育成の取組 | 1 | ○ | 子どもの交通事故防止活動や防犯活動等、安全対策の実施、支援、協力を行っている。 |
| | 3 子ども110番の家、子どもSOSの家の指定 | 1 | | |
| | 4 子どもの職業体験の提供 | 1 | ○ | 子どもの職場見学、就労体験の受け入れを行っている。 |
| | 5 その他特色ある子育て支援の取組 | 1項目につき1点 | ○ | 子どもが参加する地域の行事、活動へ協賛している。(子どものスポーツ大会や、子どもが参加する祭り、イベントへの協賛金など) |
| 合計 | | 10 | 2分野以上に該当し合計点が5点以上のとき認定の対象となります。 | |

取組分野 2分野以上
取組事項の合計点 5点以上